

平成30年6月1日

株 主 各 位

東京都中央区月島2丁目3番1号  
株 式 会 社 大 冷  
代表取締役社長 齋 藤 修

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月18日（月曜日）午後5時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1. 日       | 時 | 平成30年6月19日（火曜日）午前10時                                |
| 2. 場       | 所 | 東京都中央区銀座六丁目14番10号<br>コートヤード・マリOTT 銀座東武ホテル 2階「桜」     |
| 3. 会議の目的事項 |   |   |
| 報告事項       |   | 第47期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）<br>事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項       |   |   |
| 第1号議案      |   | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案      |   | 取締役7名選任の件   |
| 第3号議案      |   | 監査役3名選任の件   |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.dai-rei.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、好調な海外経済を背景に輸出企業を中心に企業業績は堅調に推移し、消費も緩やかな回復基調がみられました。しかしながら、依然として海外の政治情勢の不確実性の高まり等から、海外経済全体への影響が懸念される等、先行き不透明な状況が続いております。

国内食品業界におきましては、消費者の安全・安心への意識の高まりや、高付加価値商品への多様なニーズがある一方で、消費者の節約志向が恒常化しており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと当社は、大手ユーザーへのPB商品販売に積極的に取り組むなど、収益力の向上に努めてまいりました。以上の結果、骨なし魚事業におきましては、新商品骨取り魚などの拡販に努めましたが、価格競争による値引き販売などにより売上高12,174,253千円（前年同期比1.3%減）、ミート事業におきましては、「楽らく匠味シリーズ」の販売が引き続き好調に推移したことにより売上高2,823,829千円（前年同期比0.3%増）、その他事業におきましては、大手ユーザーとの取組み強化が寄与して売上高12,444,658千円（前年同期比4.0%増）となりました。これにより当期の売上高は27,442,741千円（前年同期比1.2%増）となりました。

損益面につきましては、仕入のコストダウンに引き続き取り組んでまいりましたが、公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けたことにより、営業利益は846,673千円（前年同期比33.3%減）、経常利益は858,483千円（前年同期比33.1%減）、当期純利益は579,864千円（前年同期比33.1%減）となりました。

なお、当社は、平成30年3月30日付で、公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社が当社ブランド商品の製造を委託しているお取引先様との覚書に基づき、「品質管理指導」、「技術開発指導」、「クレーム対応支援」の対価としてお取引先様から金員を受受していた行為、並びにこれらの金員を当社に振り込んでいただく際に「振込手数料」をお取引先様にご負担いただいた行為が、下請法の規定（第4条第1項第3号）に違反すると判断されたものです。

当社は、平成30年3月1日以降、上記各金員の請求をお取引先様に対して行っておらず、勧告で指摘された金額につきましても、平成30年3月30日付でお

取引先様に返還しております。当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法順守に関する社内研修を実施いたしました。また、コンプライアンス体制の見直しの一環として、下請法その他の法令違反行為を通報する内部通報窓口及び外部通報窓口の存在の周知徹底をするなど、コンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

## 1-2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達

当期における資金調達につきましては、特記すべき事項はございません。

### (2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は14,554千円であり、その内訳は次のとおりです。

本社ビル設備什器	10,417千円
社内基幹システムソフトウェア	2,707千円
レオメーター硬さ測定装置	1,430千円

## 1-3. 財産及び損益の状況

区 分	第44期	第45期	第46期	第47期
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売 上 高(千円)	27,172,247	27,508,621	27,104,835	27,442,741
経 常 利 益(千円)	1,517,491	1,179,150	1,282,946	858,483
当 期 純 利 益(千円)	1,029,137	784,511	867,341	579,864
1株当たり当期純利益(円)	186.85	130.57	144.36	96.51
総 資 産(千円)	9,323,697	9,546,897	10,016,615	11,294,185
純 資 産(千円)	5,980,624	6,431,411	6,969,708	7,221,127

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 当期の状況につきましては、「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

1-4. 対処すべき課題

当社は、第47期について売上高27,850,000千円、経常利益1,275,000千円を目標として各種施策を推進してまいりましたが、厳しい事業環境により、売上高、経常利益ともに計画達成には至りませんでした。

第48期は、骨なし魚事業におきましては、原材料不足による売上の減少が見込まれるものの、骨なし魚トップシェア企業としての地位確保に向けて、ベトナム生産工場の拡充などにより仕入価格のコストダウン強化を図ってまいります。ミート事業におきましては、主力商品である「楽らく匠味シリーズ」につきまして、完全調理品や加熱済み商品など調理の人手不足に対応した商品の拡販により、販売強化を図ってまいります。その他事業におきましては、ユーザーへの直接販売とマーケットニーズに合った新商品の販売推進により更なる拡販を図ってまいります。

1-5. 当該事業年度の末日における主要な事業内容

冷凍食品の製造販売ならびに輸出入業

水産物の加工販売ならびに輸出入業

魚介類の販売ならびに輸出入業

農畜産物、林産物の加工販売ならびに輸出入業

1-6. 当該事業年度の末日における主要な営業所並びに使用人の状況

(1) 主要な支店

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区月島2丁目3番1号
東 京 支 店	東京都中央区月島2丁目3番1号
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区南1条東1丁目3番地
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区二日町16-15
高 崎 支 店	群馬県高崎市上中居町379-4
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区錦1丁目7番27号
大 阪 支 店	大阪府茨木市西駅前町5番8号
広 島 支 店	広島県広島市西区横川町2丁目7番19号
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区住吉4丁目3番2号

(2) 使用人の状況

使用人数 156名（前事業年度末比1名増）  
平均年齢 41.0歳 平均勤続年数 13.0年

1-7. 重要な親会社及び子会社関連会社の状況

該当事項はございません。

1-8. 主要な借入先及び借入額

該当事項はございません。

## 2. 株式に関する事項

### 2-1. 大株主に関する事項

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ ル タ	2,753,500 株	45.82 %
古 田 耕 司	396,300	6.59
齋 藤 修	370,000	6.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	211,200	3.51
正 林 淳 生	160,000	2.66
大 冷 社 員 持 株 会	91,700	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	70,300	1.17
富 田 史 好	50,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	42,300	0.70
黒 川 岳 夫	40,000	0.66

（注）持株比率は、自己株式（27株）を控除して計算しております。

### 2-2. その他株式に関する重要な事項

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 20,000,000株            |
| (2) 発行済株式の総数   | 6,008,300株（自己株式27株を含む） |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 9,201名                 |

### 3. 会社役員に関する事項

#### 3-1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋 藤 修	代表取締役	
代表取締役副社長	富 田 史 好	経営企画室長	
専 務 取 締 役	正 林 淳 生	商品統括本部長	
常 務 取 締 役	黒 川 岳 夫	管理統括本部長	
取 締 役	工 藤 茂	管理部長兼情報システム部長	
取 締 役	青 木 伸 一	営業統括本部長	
取 締 役	長 尾 敏 成		弁護士、(株)ロイヤルメディカルクラブ社外監査役
常 勤 監 査 役	高 橋 和 広		
監 査 役	川 田 剛		税理士、日本化成(株)社外監査役、(株)本間組社外監査役、日本ユニシス(株)社外取締役
監 査 役	大 谷 悦 夫		

- (注) 1. 取締役長尾敏成氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川田剛及び監査役大谷悦夫の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役長尾敏成氏及び監査役川田剛氏、大谷悦夫氏を、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
4. 取締役長尾敏成氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
5. 監査役川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 平成29年6月20日開催の第46回定時株主総会において、高橋和広氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 平成29年6月20日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、阿部和行氏は監査役を辞任いたしました。

#### 3-2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役長尾敏成、監査役川田剛及び監査役大谷悦夫の3氏の間で、会社法第427条第1項及び当社の定款第31条第2項並びに第41条第2項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。

### 3-3. 役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	7人 (1人)	143,000千円 (3,600千円)	
監 査 役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	19,200千円 (7,000千円)	
計 (うち社外役員)	11人 (3人)	162,200千円 (10,600千円)	

- (注) 1. 株主総会決議による取締役報酬限度額 年間250,000千円  
 2. 株主総会決議による監査役報酬限度額 年間 36,000千円

### 3-4. 社外役員に関する事項

#### (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である長尾敏成氏は、(株)ロイヤルメディカルクラブの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役である川田剛氏は、日本化成(株)の社外監査役、(株)本間組の社外監査役、日本ユニシス(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 長 尾 敏 成	当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 川 田 剛	当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査役会14回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。
監 査 役 大 谷 悦 夫	当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査役会14回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。

- (注) 当社は、平成30年3月30日、公正取引委員会より下請法に基づく勧告を受けました。これは、当社が当社ブランド商品の製造を委託しているお取引先様との覚書に基づき、「品質管理指導」、「技術開発指導」、「クレーム対応支援」の対価としてお取引先様から金員を收受していた行為、並びにこれらの金員を当社に振り込んでいただく際に「振込手数料」をお取引先様に負担いただいた行為が、下請法の規定（第4条第1項第3号）に違反すると判断されたものです。
- 各社外役員は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。平素より取締役会等において法令順守の重要性とその徹底について適宜発言しており、本件においても取締役会からの報告を求め、再発防止のため責任の所在を明確にすることを提言し、自らを含めた役員全員の報酬カットを提案するなど、その職責を果たしております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### 4-1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

##### 4-2. 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)2.	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### 4-3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成25年7月12日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、平成27年4月13日開催の取締役会にて一部改定しております。概要は以下のとおりであります。

### 5-1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理方針」、「企業行動憲章」を制定し、各役職員はこれを遵守します。
- (2) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、各役職員はこれを遵守します。
- (3) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、これを実施します。
- (4) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

### 5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、経営企画会議議事録、その他重要な書類等や取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- (2) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供します。

### 5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理総括マニュアル」、「危機管理商品マニュアル」を制定し、多用なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

### 5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- (2) 社長のもとに経営企画会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達します。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各取締役及び執行役員は各部門に業務執行状況を報告します。
- (3) また経営企画会議では、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行います。

- (4) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、「組織管理規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。
- 5-5. 当社における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「経営理念」、「倫理方針」などを社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保します。
- (2) 内部監査による業務監査により、社内に業務全般にわたる適切性を確保します。
- 5-6. 財務報告の適正性を確保するための体制
- (1) 経理についての規程を策定し、法令および会計基準に従って適正な会計処理を行います。
- (2) 法令および証券取引所の規則を順守し、情報開示に関する規程に則り協議、検討、確認を経て開示する体制を整備することにより適正かつ適時に財務報告を行います。
- (3) 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価および改善結果の報告を行います。
- (4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行います。
- 5-7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。
- (2) 当該使用人が監査役がその職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役が行います。
- 5-8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告・情報提供します。
- (2) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとします。
- ① 重要な社内会議で決議された事項
  - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
  - ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - ⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 重要な会計方針、会計基準およびその変更

(3) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告します。

(4) 内部通報窓口への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役へ通報を希望する場合は速やかに監査役に通知します。

5-9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

(1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

5-10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行います。

(2) 監査役は、取締役会を始め、経営企画会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とします。

(3) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は14回、経営企画会議は24回開催いたしました。

(2) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

平成30年3月31日 現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>[流動資産]</b>	<b>[10,307,450]</b>	<b>[流動負債]</b>	<b>[3,727,970]</b>
現金及び預金	2,979,821	買掛金	3,072,450
受取手形	87,310	リース債務	15,587
売掛金	4,932,654	未払金	173,524
商品	1,972,903	未払費用	320,558
貯蔵品	14,699	未払法人税等	93,152
前払費用	11,516	預り金	19,379
繰延税金資産	19,978	前受収益	818
その他	288,567	賞与引当金	32,499
<b>[固定資産]</b>	<b>[986,735]</b>	<b>[固定負債]</b>	<b>[345,087]</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>673,566</b>	リース債務	12,019
建物	124,612	退職給付引当金	221,253
構築物	13	その他	111,815
機械及び装置	16,550	<b>負債合計</b>	<b>4,073,058</b>
工具、器具及び備品	10,058	(純資産の部)	
土地	512,259	<b>[株主資本]</b>	<b>[7,216,098]</b>
リース資産	10,071	資本金	1,909,825
<b>無形固定資産</b>	<b>102,186</b>	資本剰余金	686,951
ソフトウェア	79,822	資本準備金	686,951
リース資産	17,534	利益剰余金	4,619,369
その他	4,828	利益準備金	185,083
<b>投資その他の資産</b>	<b>210,982</b>	その他利益剰余金	4,434,286
投資有価証券	21,748	別途積立金	2,100,000
繰延税金資産	77,087	繰越利益剰余金	2,334,286
その他	119,456	自己株式	△47
貸倒引当金	△7,310	<b>[評価・換算差額等]</b>	<b>[5,028]</b>
		その他有価証券評価差額金	5,028
		<b>純資産合計</b>	<b>7,221,127</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,294,185</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>11,294,185</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

売上高		27,442,741
売上原価		23,351,591
<b>売上総利益</b>		<b>4,091,149</b>
販売費及び一般管理費		3,244,476
<b>営業利益</b>		<b>846,673</b>
営業外収益		
受取利息	3,408	
受取配当金	280	
受取賃貸料	8,976	
その他	3,547	16,211
営業外費用		
為替差損	754	
賃貸収入原価	1,779	
その他	1,867	4,401
<b>経常利益</b>		<b>858,483</b>
特別損失		
固定資産除却損	46	46
<b>税引前当期純利益</b>		<b>858,437</b>
法人税、住民税及び事業税		276,523
法人税等調整額		2,048
<b>当期純利益</b>		<b>579,864</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成29年 4月1日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	2,084,876	4,369,959	△47	6,966,689
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△330,455	△330,455		△330,455
当期純利益					579,864	579,864		579,864
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)								
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	249,409	249,409	-	249,409
平成30年 3月31日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	2,334,286	4,619,369	△47	7,216,098

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成29年 4月1日残高	3,019	3,019	6,969,708
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△330,455
当期純利益			579,864
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)	2,008	2,008	2,008
事業年度中の 変動額合計	2,008	2,008	251,418
平成30年 3月31日残高	5,028	5,028	7,221,127

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

構築物 10年

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 2年～20年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェアは、利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度負担分について支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法により当事業年度末における退職給付の自己都合要支給額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 452,880千円

(2) 期末日満期手形に関する注記

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、当事業年度末残高に含まれております。

受取手形 15,632千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	6,008,300	—	—	6,008,300

#### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	27	—	—	27

#### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	330,455	55.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月21日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	330,455	55.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月20日

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	7,950千円
賞与引当金	9,951千円
その他の	2,076千円
計	<u>19,978千円</u>

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	67,747千円
退職給付長期未払金	5,151千円
貸倒引当金超過額	2,238千円
ゴルフ会員権評価損	2,501千円
その他の	1,667千円
計	<u>79,307千円</u>

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	<u>△2,219千円</u>
繰延税金資産（固定）の純額	77,087千円

## 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、社内システム用サーバー設備であります。
- ・無形固定資産 主として、社内システム（ソフトウェア）であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。未払金は、1年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について営業統括本部における各営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (b) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (c) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの販売計画・購買計画に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
1. 現金及び預金	2,979,821	2,979,821	—
2. 受取手形	87,310	87,310	—
3. 売掛金	4,932,654	4,932,654	—
4. 投資有価証券 その他有価証券	20,515	20,515	—
5. 買掛金	(3,072,450)	(3,072,450)	—
6. 未払金	(173,524)	(173,524)	—

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

1. 現金及び預金、2. 受取手形ならびに3. 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4. 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

5. 買掛金ならびに6. 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	1,233

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「4. 投資有価証券」には含めておりません。

#### 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では東京都において自社所有ビルの一部（土地を含む）を賃貸しております。当事業年度末における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,196千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
126,363	△1,108	125,255	104,542

(注1)貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2)当事業年度末の時価は、固定資産税評価額に基づき算定しております。

#### 8. 持分法損益等に関する注記

該当事項はございません。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

計算書類提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注2)	科目	期末残高(千円)(注2)
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	フルタフーズ株式会社(注3)	富山市西二俣 335番地	90,000	冷凍食品の製造加工及び販売	—	商品仕入先	商品（冷凍食品）仕入(注1)	450,774	買掛金	36,036
	株式会社普亭(注3)	富山市金屋 767番地27	30,000	冷凍食品の製造加工及び販売	—	商品仕入先	商品（冷凍食品）仕入(注1)	1,215,405	買掛金	175,699

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 冷凍食品の仕入については、一般の他の製造委託先と同様にその商品を販売するときに市場で販売可能な販売価格から当社の妥当な粗利、運賃等の諸経費を差し引いた金額範囲内に仕入価格が収まり、市場妥当性があることを勘案して決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要株主（古田耕司氏及びその近親者（株式会社フルタを通じて保有））が議決権の過半数を所有しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,201円86銭

1株当たり当期純利益

96円51銭

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社大冷  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 御厨 健太郎 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石野 研司 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大冷の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月22日

株式会社 大 冷 監査役会

常勤監査役 高 橋 和 広 ㊞

社外監査役 川 田 剛 ㊞

社外監査役 大 谷 悦 夫 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営体制の強化と将来の事業展開のための十分な内部留保に意を用いた上で、経営成績及び財政状態を勘案した利益還元を行っていくことを基本方針としております。上記の基本方針に基づいて、当期の業績や財務状況を総合的に勘案いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金55円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は330,455,015円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月20日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	さいとう おさむ 齋藤 修 (昭和26年9月6日)	昭和45年4月 共栄タンカー株式会社入社 昭和49年9月 昭和興発株式会社入社 昭和53年10月 当社入社 平成13年4月 取締役営業部長就任 平成14年6月 専務取締役就任 平成15年6月 代表取締役社長就任(現)	370,000株
2	とみた ふみよし 富田 史好 (昭和32年2月25日)	昭和56年4月 株式会社三和銀行入行(現株式会社三菱UFJ銀行) 平成22年12月 株式会社アドヴァン入社 平成23年12月 株式会社テクノフレックス入社 平成24年6月 当社入社 取締役内部監査室長就任 平成25年4月 取締役経営企画室長 平成26年6月 代表取締役副社長経営企画室長就任(現)	50,000株
3	しょうりん あつお 正林 淳生 (昭和30年7月28日)	昭和53年4月 株式会社島屋商会入社 昭和59年9月 当社入社 平成13年4月 取締役商品部長就任 平成14年4月 取締役大阪営業所長 平成17年4月 取締役名古屋支店長 平成20年4月 取締役品質保証部長 平成21年6月 専務取締役商品統括本部長就任(現)	160,000株
4	くろかわ たけお 黒川 岳夫 (昭和37年2月6日)	昭和59年4月 三和興業株式会社 平成2年2月 株式会社コスモコミュニケーション入社 平成7年4月 エヌ・アイ・テレコム株式会社入社 平成13年7月 当社入社 平成22年6月 取締役管理部長就任 平成24年6月 常務取締役管理統括本部長就任(現)	40,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	くどう しげる 工藤 茂 (昭和34年1月1日)	昭和56年4月 旭食品株式会社入社 昭和59年8月 株式会社大一広告入社 昭和61年3月 当社入社 平成22年6月 執行役員情報システム部長就任 平成26年2月 執行役員管理部長就任 平成28年6月 取締役管理部長兼情報システム部長就任 (現)	10,000株
6	あおき しんいち 青木 伸一 (昭和35年1月22日)	昭和53年4月 東京雪印販売株式会社入社 平成3年1月 ケンコーマヨネーズ株式会社入社 平成5年2月 当社入社 平成26年4月 執行役員東京支店長就任 平成28年6月 取締役営業統括本部長就任 (現)	8,800株
7	ながお としなり 長尾 敏成 (昭和24年6月2日)	昭和48年4月 株式会社大和銀行入行 (現株式会社りそな銀行) 昭和51年1月 警視庁入庁 平成7年4月 弁護士登録 平成8年4月 長尾敏成法律事務所開設 (現) 平成13年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員就任 平成18年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員長就任 平成22年6月 東京都における暴力団排除条例に関する有識者会議委員就任 平成22年8月 財団法人 (現公益財団法人) 日本相撲協会暴力団等排除対策委員会委員就任 平成24年3月 株式会社ロイヤルメディカルクラブ社外監査役就任 (現) 平成26年2月 公金管理に関する専門助言員 (東京都) 就任 平成27年6月 当社社外取締役就任 (現)	一 株

(注) 1. 取締役候補者の選定

- 当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体现し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、その任期を1年として、毎年の株主総会での選任をお諮りすることを基本方針としております。
- 具体的には、冷凍食品業界、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。
- 第47回定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、7名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定及び監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 長尾敏成氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  - 長尾敏成氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社

の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

5. 長尾敏成氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
6. 当社と取締役長尾敏成氏は、会社法第427条第1項及び当社の定款第31条第2項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。
7. 長尾敏成氏の社外取締役在任中に、当社は、平成30年3月30日、公正取引委員会より下請法に基づく勧告を受けました。

これは、当社が当社ブランド商品の製造を委託しているお取引先様との覚書に基づき、「品質管理指導」、「技術開発指導」、「クレーム対応支援」の対価としてお取引先様から金員を収受していた行為、並びにこれらの金員を当社に振り込んでいただく際に「振込手数料」をお取引先様にご負担いただいた行為が、下請法の規定（第4条第1項第3号）に違反すると判断されたものです。

長尾敏成氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんが、平素より取締役会等において法令順守の重要性とその徹底について適宜発言しており、当該違反行為判明後には、他の取締役からの報告を求め、再発防止のため責任の所在を明確にすることを提言し、自らを含めた役員全員の報酬カットを提案するなど、その職責を果たしております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかはし かずひろ 高橋 和広 (昭和35年1月2日)	昭和57年4月 山室繊維株式会社入社 昭和61年7月 サンマルコ食品販売株式会社入社 平成3年8月 当社入社 平成29年6月 常勤監査役就任	9,300株
2	かわだ ごう 川田 剛 (昭和17年12月3日)	昭和42年4月 国税庁入庁 平成8年9月 税理士開業 平成10年6月 日本化成株式会社社外監査役就任(現) 平成15年6月 株式会社本間組社外監査役就任(現) 平成24年6月 当社社外監査役就任(現) 平成25年6月 日本ユニシス株式会社社外取締役就任(現)	10,000株
3	おおたに えつお 大谷 悦夫 (昭和17年3月29日)	昭和39年4月 丸紅飯田株式会社入社(現丸紅株式会社) 平成12年4月 丸紅建設株式会社専務取締役就任 平成14年10月 サンエー電機株式会社専務取締役就任 平成20年4月 医療法人元生会常務理事 平成25年4月 当社顧問就任 平成25年6月 当社社外監査役就任(現)	一 株

(注) 1. 監査役候補者の選定

当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、公正不偏の立場を保持しており、監査業務を遂行できる能力を有している人物を監査役候補者として選定し、株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。

具体的には、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、経営課題の提起及び監査役としての職務遂行を行うための十分な時間を確保できる者を監査役会が監査役候補者として選定しております。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 川田剛氏及び大谷悦夫氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4. 川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏がこれまで培ってきた経験を生かし、当社の監査体制をより一層強化するため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 川田剛氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。

6. 大谷悦夫氏は丸紅株式会社出身であり、これまでの豊富な業務経験から企業経営全般に関する監視機能を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

7. 大谷悦夫氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。

8. 当社と監査役川田剛氏及び監査役大谷悦夫氏は、会社法第427条第1項及び当社の定款第41条第2項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法

第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。

9. 川田剛氏及び大谷悦夫氏の社外監査役在任中に、当社は、平成30年3月30日、公正取引委員会より下請法に基づく勧告を受けました。

これは、当社が当社ブランド商品の製造を委託しているお取引先様との覚書に基づき、「品質管理指導」、「技術開発指導」、「クレーム対応支援」の対価としてお取引先様から金員を收受していた行為、並びにこれらの金員を当社に振り込んでいただく際に「振込手数料」をお取引先様にご負担いただいた行為が、下請法の規定（第4条第1項第3号）に違反すると判断されたものです。

川田剛氏及び大谷悦夫氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。平素より取締役会等において法令順守の重要性とその徹底について適宜発言しており、当該違反行為判明後には、取締役からの報告を求め、再発防止のため責任の所在を明確にすることを提言し、自らを含めた役員全員の報酬カットを提案するなど、その職責を果たしております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号  
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜」  
電話 03-3546-0111



## 交通機関

東京メトロ日比谷線  
都営地下鉄浅草線  
東京メトロ銀座線  
東京メトロ丸ノ内線  
都営地下鉄大江戸線  
JR線

「東銀座駅」A1番出口より徒歩3分

「銀座駅」A3番出口より徒歩5分

「築地市場駅」A3番出口より徒歩7分

「新橋駅」銀座口より徒歩10分